

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 府舞鶴市字余部下1190番地		京都	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 海上自衛隊舞鶴地方総監 下 淳 市		
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	354 台	0	0 台	354 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	28 台	0 台	0 台	28 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	各部隊で第一種特定製品の帳簿を作成して、担当者が随時情報を交換している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には、フロン充填回収業者に冷媒用代替フロン回収を依頼するよう、マニュアルにより運用している。 なお、今年度は廃棄した機器はない。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	第一種特定製品の帳簿により、定期的に機器に異常がないかチェックしている。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時に、充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷房代替フロンが回収されたことを確認してから廃棄している。 なお、今年度は廃棄した機器はない			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	更新機器については、消費電力の低い機器を検討している。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。